

5月30日土曜日午前10時～午後4時

被害者のための

人種差別ヘイトスピーチ

相談無料

新型コロナの影響による差別の相談にも応じます。

あかん!ゆるさん!ヘイトスピーチ・人種差別ヘイトスピーチ等の人種差別被害を受けた方のための電話相談会を実施します。ヘイトスピーチ等の人種差別行為は、人間の尊厳を傷つける悪質な行為ですが、これらを直接禁止する法律がないため、対処するためには幅広い法的知識が必要になります。ヘイト投稿の削除、加害者の特定、損害賠償請求、刑事告訴等、様々な法律・条例に基づく手続や手段等について対応可能な弁護士が、適切にアドバイスをを行います。ヘイトスピーチ等の人種差別被害に悩んでおられる方は、ぜひご相談ください。

- ツイッター上で、私を名指して「○○人はうじ虫だ」という投稿がありました。誰が書いたか調べてその人に損害賠償を請求することができますか。
- インターネットの掲示板に、私の知られたくない出づろのことを記載されました。この記事を削除してもらえますか。
- 家を借りようとして不動産屋に問い合わせたところ、外国人には貸せないと言われ、ショックを受けました。国籍を理由に入居を断ってもいいのでしょうか。
- 学校で同級生に、○○人だと言っからかわれましたが、先生が何もしてくれません。このようないじめが許されるのでしょうか。
- 職場で外国人の私だけ給料が少いようです。従業員の待遇についての差別的な取り扱いが許されるのでしょうか。
- 「○○人は日本から出ていけ」と叫ぶデモがもうすぐ近所で行われるそうです。このデモを止められますか。

Illustrated by freepik

電話相談

ACCESS TEL 06-6363-4940

大阪弁護士会



Osaka Bar Association since 1880